

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略) (教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び<u>産業医手当</u>を除いた全額とする。</p> <p>(中 略) (給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略) 2</p> <p>3 職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び<u>産業医手当</u>は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4～5 (略) (中 略)</p> <p>(<u>産業医手当</u>)</p> <p>第33条の9 <u>産業医手当</u>は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第13条の規定により産業医に任命された者に対し支給する。</p> <p>2 前項の手当の月額は、10,000円とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学支援職員就業規則</b> (令和4年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び<u>健康管理手当</u>を除いた全額とする。</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同 左) 2</p> <p>3 職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び<u>健康管理手当</u>は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4～5 (同 左)</p> <p>(<u>健康管理手当</u>)</p> <p>第33条の9 <u>健康管理手当</u>は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第13条の規定により産業医に任命された者又は<u>同規程第16条に規定する学校医に任命された者</u>に対し支給する。<u>ただし、産業医業務を主たる業務とする組織として総長が定める組織に所属する者</u>にあっては<u>学校医に任命された場合に、学校医業務を主たる業務とする組織として総長が定める組織に所属する者</u>にあっては<u>産業医に任命された場合に限り、健康管理手当を支給するものとする。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年達示第74号) この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>

改 正 前

(他の規則の準用)

第20条 (略)

2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び産業医手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、産業医手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。

3～5 (略)

(後 略)

**国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程**  
(平成26年達示第56号)

(前 略)

(諸手当)

第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿

改 正 後

第20条 (同 左)

2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。

3～5 (同 左)

附 則 (令和4年達示第74号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(諸手当)

第7条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿

改 正 前

日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び産業医手当とする。

2 (略)  
(準用)

第8条 前条までに定めるもののほか、年俸制教員の給与に関する事項は、給与規程第2条、第9条第3項から第5項まで、第10条、第34条第2項及び第3項、第36条第1項から第8項まで並びに第37条から第40条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び <u>産業医</u> 手当	通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び <u>産業医</u> 手当
	(略)	
	(略)	

(後 略)

改 正 後

日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当とする。

2 (同 左)  
(準用)

第8条 (同 左)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び <u>健康管理</u> 手当	通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び <u>健康管理</u> 手当
	(同 左)	
	(同 左)	

附 則 (令和4年達示第74号)  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。